平成25年２月21日

各　　位

会 社 名　エスアールジータカミヤ株式会社
代表者名　代表取締役社長　　髙 宮 一 雅
（コード番号２４４５　東証第二部）
問合せ先　総務部長　　西 橋 康 市
（TEL. 06-6375-3900）

株式分割及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年２月21日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式分割の目的

株式分割を行うことにより、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

平成25年３月31日（日曜日）（ただし、当日は振替機関及び口座管理機関の休業日につき、実質的には、平成25年３月29日（金曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式１株につき、２株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数（平成25年２月21日現在の発行済株式総数にて試算）

① 株式分割前の発行済株式総数　：11,156,000株（平成24年３月末時点）
② 今回の分割により増加する株式数　：11,156,000株
③ 株式分割後の発行済み株式総数　：22,312,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数　：72,000,000株

（注）　上記株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

（３）分割の日程

① 基準日公告日　平成25年３月14日（木曜日）
② 基準日（注）　平成25年３月31日（日曜日）
③ 効力発生日　平成25年４月１日（月曜日）

（注）　当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年３月29日（金曜日）が基準日となります。

３．定款の一部変更

（１）定款変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第２項に基づき、平成25年２月21日開催の取締役会決議により、平成25年４月１日付をもって、以下のとおり当社定款の一部を変更いたします。

① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第５条を変更いたします。
② 第５条の変更の効力発生日を定めるため、付則を新設いたします。

（２）定款変更の内容

（下線部分は、変更箇所となります。）

現行定款	変更案
５．発行可能株式総数 当会社の発行可能株式総数は、36,000,000株とする。	５．発行可能株式総数 当会社の発行可能株式総数は、72,000,000株とする。
（新設） （新設） （新設）	付　則 １．５．の効力発生日は、平成25年４月１日とする。 ２．前条及び本条は、前条の効力発生日をもって削除する。

４．新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の１株当たりの権利行使価額を平成25年４月１日以降、次のとおり調整いたします。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第４回新株予約権	平成23年６月29日	1円	1円
第５回新株予約権	平成23年８月５日	409円	205円
第６回新株予約権	平成24年６月28日	1円	1円

【ご参考】

１．今回の株式分割に際し、当社の資本金の額の変更はありません。

２．今回の株式分割は、平成25年４月１日を効力発生日としておりますので、平成25年３月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。そのため、本資料の発表日現在において、配当予定金額の変更はありません。

以　上